

平成29年度

伊豆半島観光戦略策定業務委託仕様書

一般社団法人 美しい伊豆創造センター

1 業務名称

平成29年度 伊豆半島観光戦略策定業務

2 業務目的

一般社団法人美しい伊豆創造センターは、伊豆半島における地域連携DMOとしての地域の舵取り役を目指している。

今回、平成28年度のデータ収集したものや市町からの数値など、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略を策定することで、今後3年間の計画を明確に打ち出し、ターゲットに応じた観光プロモーションや情報発信の基盤とする。

3 業務概要

伊豆半島の観光における3年間の効果的な戦略策定業務

4 仕様

(1) 現況把握

平成28年度に収集したデータ、市町から得た数値などのデータ、その他の既存資料をもとに、戦略計画の前提となる現況の把握を行う。

(2) 伊豆半島観光戦略の検討

一般社団法人美しい伊豆創造センターが主体となり実施する、伊豆半島観光戦略の検討を行う。本戦略は、平成32年度(2020年度)を目標年度とし、当センターの平成30年度以降の年度別の事業計画を策定する際の基礎となるよう、当センターの事業の実施方針を明確に定め、平成32年度(2020年度)までのロードマップを含むものとする。

なお、本戦略策定の項目及び検討のために必要な業務は、提案によるものとする。

5 委託業者決定方法

委託業者選定方法は、プロポーザル方式とする。

企画提案書、見積書等の内容を審査し、最良と思われる業者と委託契約を締結する。

※応募方法及び提出書類等は、プロポーザル実施要領を参照すること。

6 提案限度額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額含む）を上限とする。

※提案限度額は、予定価格又は契約金額を示すものではなく、事業費の最大規模を表し、本業務の契約締結に係る上限金額とする。

7 契約期間

契約締結の日から平成30年3月23日までとする。

8 留意事項

(1) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

(2) その他、業務実施に当たり、関係法令を遵守し業務の遂行に当たること。

9 成果物の著作権

納品された物の著作権及び二次的著作物の利用権は、(一社)美しい伊豆創造センターに帰属する。

10 その他

その他、本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議により決定するものとする。